



今後の金融行政の方向性

～資産運用立国の実現とサステナブルファイナンスの推進に向けて～

2025年6月3日 第17回ETFコンファレンス



金融庁長官 井藤 英樹



資産運用立国の実現について

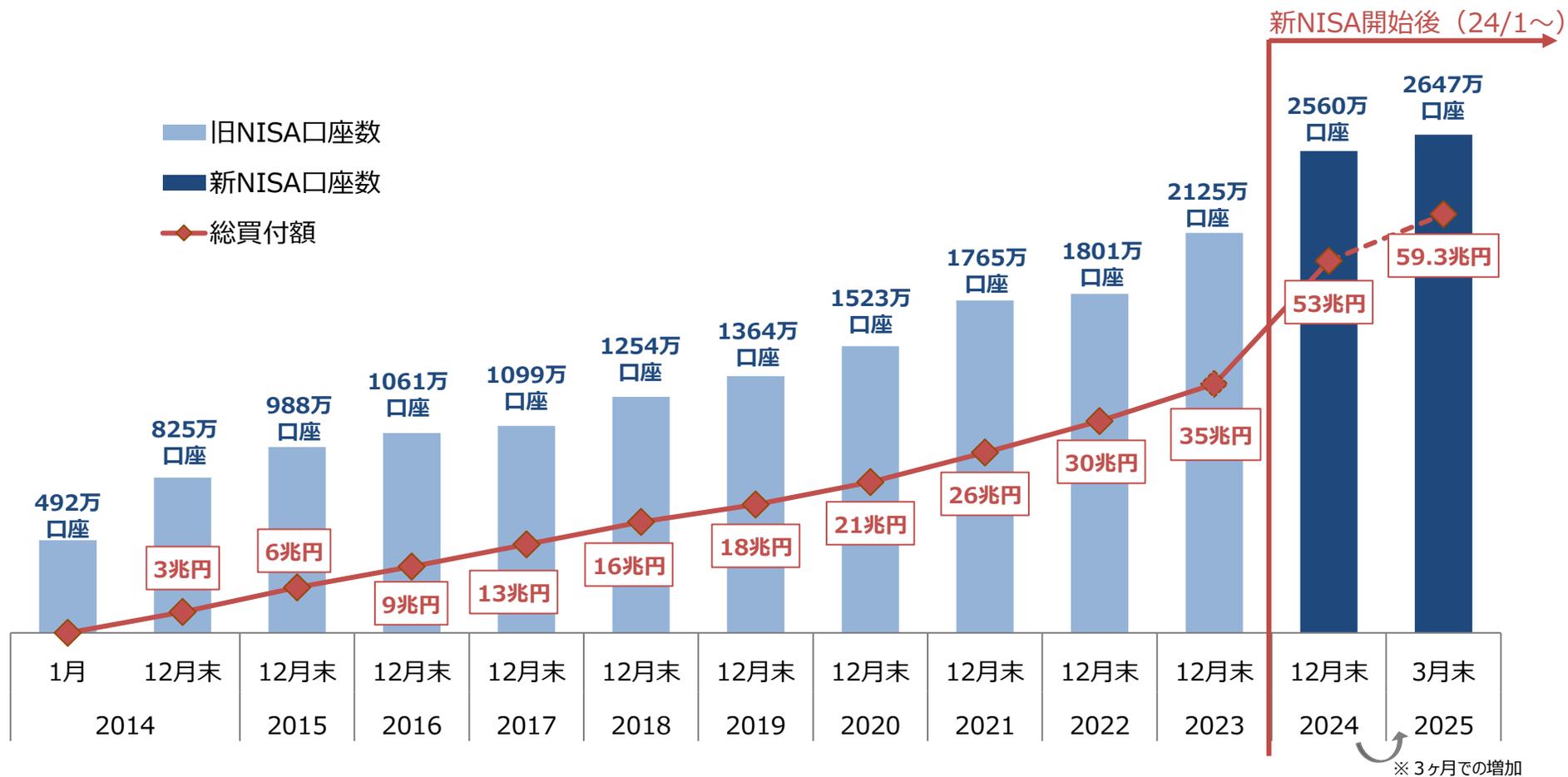
- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - 販売会社は家計へ多様な資産形成手段を提供し、運用会社等は受益者の最善の利益を実現できるよう資金を運用する。
 - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、インベストメントチェーンを構成する各主体をターゲットとした取組を進めていく。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）



新しいNISAの利用状況

- NISA口座数は、2025年3月末で**2,647万口座**（政府目標：2027年12月末までに**3,400万口座**）
 - NISA買付額は、2025年3月末で累計**59.3兆円**（政府目標：2027年12月末までに**56兆円**）
- ➡ **ここ数年の年間増加額**（5兆円程度）**を大幅に上回るペース**



【現状及び問題点】

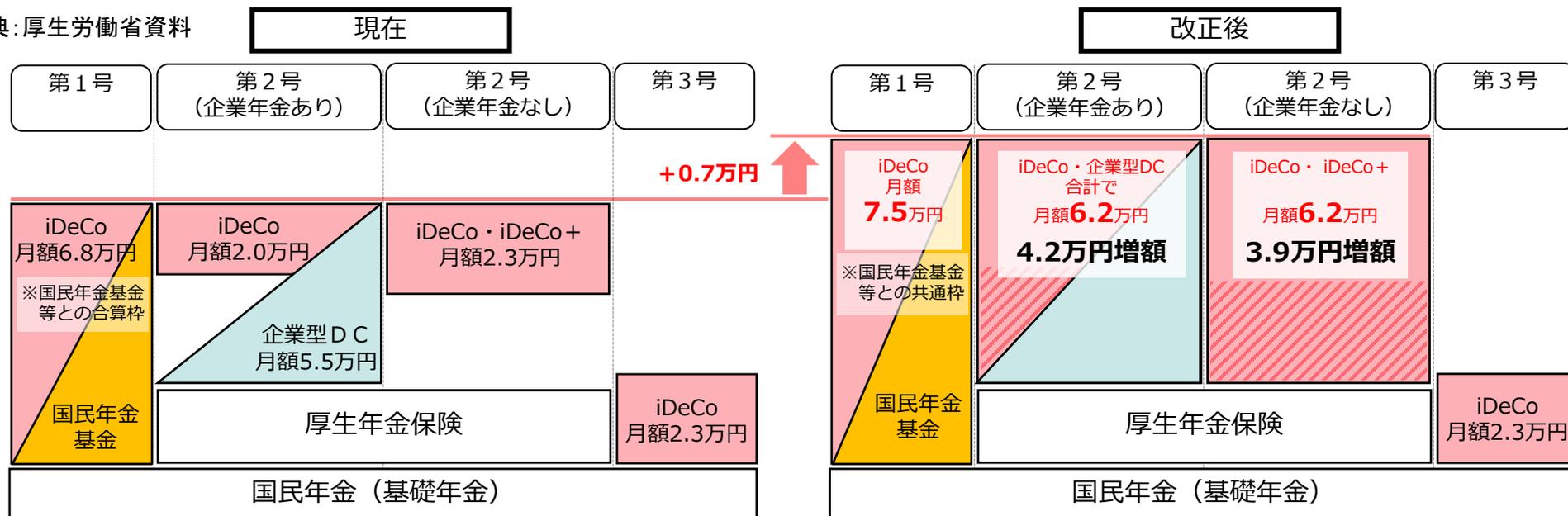
○ 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。

【大綱の概要】

確定拠出年金法等の改正を前提に、**企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)等の拠出限度額の引上げ**や**iDeCoの加入可能年齢の引上げ等**の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

拠出限度額の見直し内容

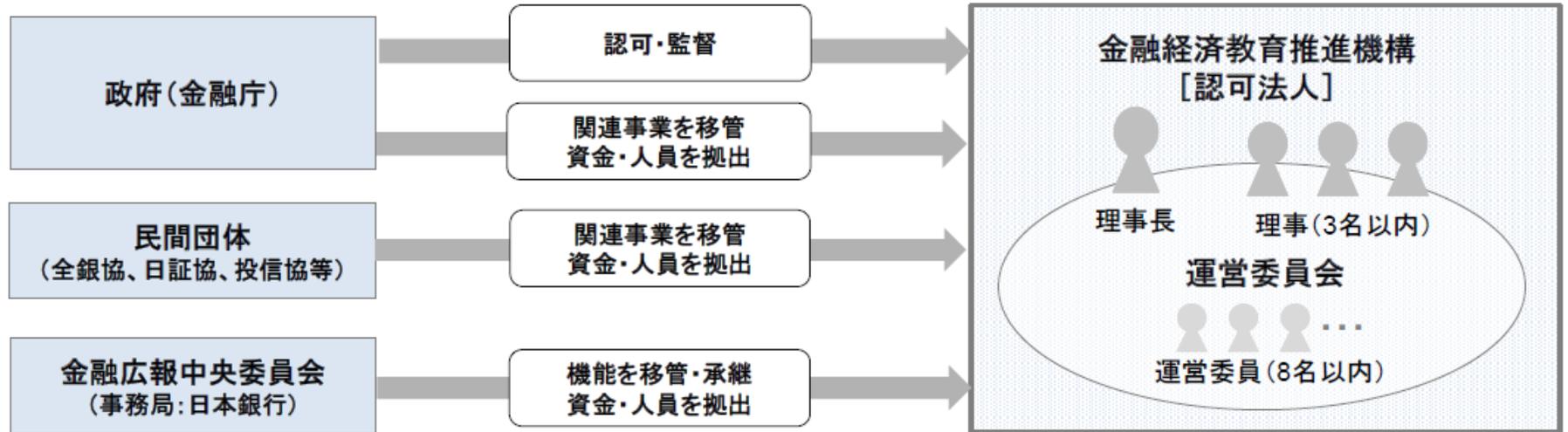
出典：厚生労働省資料



【その他の見直し内容】

- iDeCoの加入条件について、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない70歳未満までの者を加入可能とし、その拠出限度額については月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

- **金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を2024年4月に設立。8月より本格稼働。
- 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

【主要な事業】

- 講師派遣事業**
 - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
 - 企業の従業員向けセミナーの充実。
 - 学校・教員支援の強化。
- イベント・セミナー事業**
- 個別相談事業**
 - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 認定アドバイザー事業**
 - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の販売・助言・商品開発・資産管理・運用等を行う金融事業者が、**顧客本位の業務運営**に努めることが重要。
- しかしながら、以下のような課題が指摘。
 - ・ 販売会社において、リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売
 - ・ 運用会社において、顧客利益より販売促進を優先した金融商品が組成・管理
- このため、金融事業者全体で**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築**を促進。

「顧客の最善利益を勘案した誠実公正義務」の法定化

(2023年11月29日公布、2024年11月1日施行)

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を金融事業者等に共通する義務として**金融サービス提供法に規定**

「プロダクトガバナンスに関する原則」の策定

(2024年9月26日公表)

- 製販全体として**プロダクトガバナンス**（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）**を確立**するため、「**顧客本位の業務運営に関する原則**」を改訂し、組成会社向けの「**補充原則**」を追加

利益相反の可能性の情報提供のルール化

(2025年3月11日公布、12月1日施行予定)

- 顧客が適切な金融商品（仕組債・投資信託等）を選択するため、**利益相反の可能性に係る事項**（例：販売会社が組成会社から受け取る手数料に係る情報）の**顧客への情報提供**について**ルール化**（内閣府令改正）

⇒ **顧客と金融事業者の間で、共通価値の創造**

(顧客への良質な商品・サービス提供 ↔ 金融事業者の安定的な収益基盤)

- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、**17の金融グループ等***が公表。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、東京海上、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン、ステート・ストリート、フィデリティ

① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。



- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しないこと**を要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシプルにおいて、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

アセットオーナーに求められる、**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を実現する上で必要となる共通の原則。**

アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経緯：2024年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、2024年6月よりパブリックコメントを実施し、**8月28日に公表。**

枠組み：プリンシプルの受入れは任意。「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」（**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**）の手法を取る。プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、**内閣官房において受入状況を一覧化して公表。**

<原則 1> アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続きに基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定めるべき。**
また、これらは**状況変化に応じて適切に見直すべき。**

<原則 2> 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて**専門的知見に基づいて行動**することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべき。**

<原則 3> アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、**自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行うべき。**
特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理**しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき。

<原則 4> アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべき。**

<原則 5> アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき。**

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況

(2025年4月30日時点、計207機関)

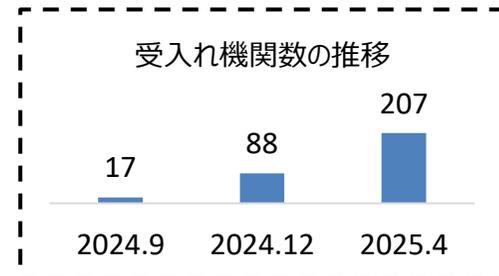
主なアセットオーナー	種別	所管省庁	プリンシプル受入れ表明数 (受入れ先の資産規模)	資産規模 (全体)
年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)	年金	厚生労働省	○	258.7兆円
国家公務員共済組合連合会 (KKR)	年金	財務省	○	11.3兆円
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	○	36.6兆円
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	○	5.6兆円
企業年金連合会 (PFA)	年金	厚生労働省	○	13.6兆円
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	○	5.5兆円
企業年金 (DB等)	年金	厚生労働省	134 (19.5兆円)	67.2兆円
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	○	11.8兆円
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	○	6.7兆円
生命保険会社	保険	金融庁	24 (389.5兆円)	417.9兆円
損害保険会社 (注1)	保険	金融庁	9 (28.9兆円)	31.5兆円
国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)	大学等	文部科学省	○	11.1兆円
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	23 (0.7兆円 (注2))	10兆円 (注2)

【参考】その他、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、農業者年金基金、福祉医療機構、国際文化会館がアセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明。

(出所) 資産規模…企業年金:事業年度の事業及び決算に関する報告書(DB)、年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書(厚基)より厚生労働省が集計。
 生損保:生命保険協会「生命保険事業概況」、日本損害保険協会「損害保険会社総合資金運用状況一覧表」、各社公表資料より金融庁が集計。
 学校法人:日本私立学校振興・共済事業団「令和5年度 学校法人の資産運用状況の集計結果(令和4年度決算)」、各学校法人公表資料より文部科学省が集計。
 その他:各団体資料

(時点) 資産規模…企業年金:事業年度末日が2022年度中の各DBにおける事業年度末日時点(DB)、2022年度末時点(厚基)/PFA・生損保:2024年3月末時点
 中小機構・JST:2024年9月末時点/その他:2024年12月末時点

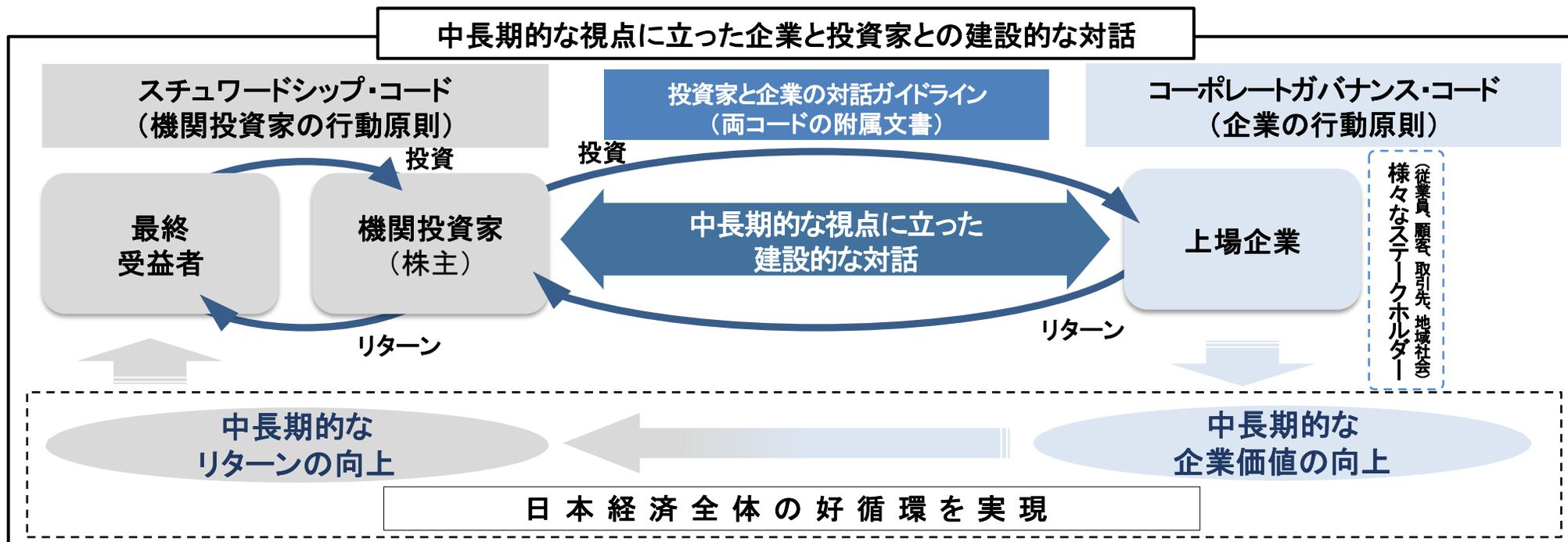
(注1) 損害保険会社は、支店形態として日本へ進出している会社等是不算入。
 (注2) 資産規模(全体)、受入れ先の資産規模については学校法人のみ集計。



コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

□ 成長戦略の一環として、

- 「**スチュワードシップ・コード**」を策定（2014年2月策定・2017年5月改訂・2020年3月再改訂）
 - ⇒ **機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）**に対して、企業との対話を行い、**中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める行動原則**。
- 「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定（2015年6月適用開始・2018年6月改訂、2021年6月再改訂）
 - ⇒ **上場企業**に対して、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、**実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図ることを求める行動原則**。



- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を発出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、**企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、**企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況を把握し、有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について(要請) <全文>

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家はその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

資産運用立国推進分科会の設置

資産運用立国推進分科会

資産運用立国に関する施策の進捗状況及び効果を評価するとともに、更なる施策について検討すべく、本年3月、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に、**資産運用立国推進分科会**を設置。

構成員	分科会長	内閣府特命担当大臣（金融）
	構成員	安藤 聡 金融経済教育推進機構理事長 大槻 奈那 名古屋商科大学大学院教授 大場 昭義 日本投資顧問業協会会長 佐藤 久恵 国際基督教大学評議員 中曽 宏 株式会社大和総研理事長 中村 明弘 企業年金連合会運用執行理事 野崎 浩成 東洋大学国際学部教授 藤田 薫 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 マネージング・ディレクター/プライベート・ウェルス・ソリューションズ日本責任者
	(関係行政機関)	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、金融庁、厚生労働省ほか

今後の取組の方向性

- **家計の安定的な資産形成**
 - **全世代の国民が金融リテラシーを向上**させながら、**一人一人のライフプランに沿った形で資産形成**を行えるようにすることが重要。
- **資産運用業の高度化**
 - 各金融機関等の取組をフォローアップし、家計金融資産等の運用を行う**資産運用業の高度化**を後押しし続けていくことが必要。
- **アセットオーナーの機能強化**
 - アセットオーナーが受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たすよう、**アセットオーナー・プリンシプルの更なる受入れ**と、これを踏まえた運用の高度化を促進する必要。
- **コーポレートガバナンス改革**
 - **企業の統治・経営改革**をより**実質的なものに強化**し、**人的資本や成長分野への投資を促進**するため更なる取組が必要。

サステナブルファイナンスの推進について

サステナブルファイナンス推進の取組み

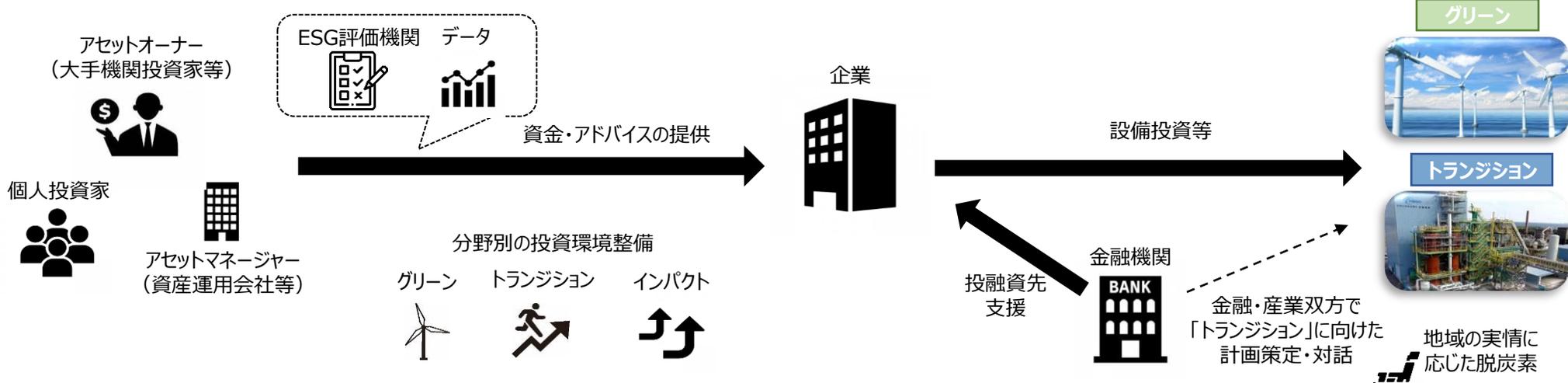
- 気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）をさらに推進する。

市場制度の整備

- ・ 金融審議会で、本邦における**サステナビリティ開示の実施時期や対象、保証の在り方等**について、議論
- ・ ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）を踏まえた対応状況等について実態把握、更なる対応の要否等を検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- ・ サステナビリティ投資の基本的概念・実務等について、**サステナブルファイナンス有識者会議**で議論



分野別の投資環境整備

- ・ 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- ・ **インパクト投資**の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき**官民協働の「インパクトコンソーシアム」**で議論

脱炭素に係る取組み

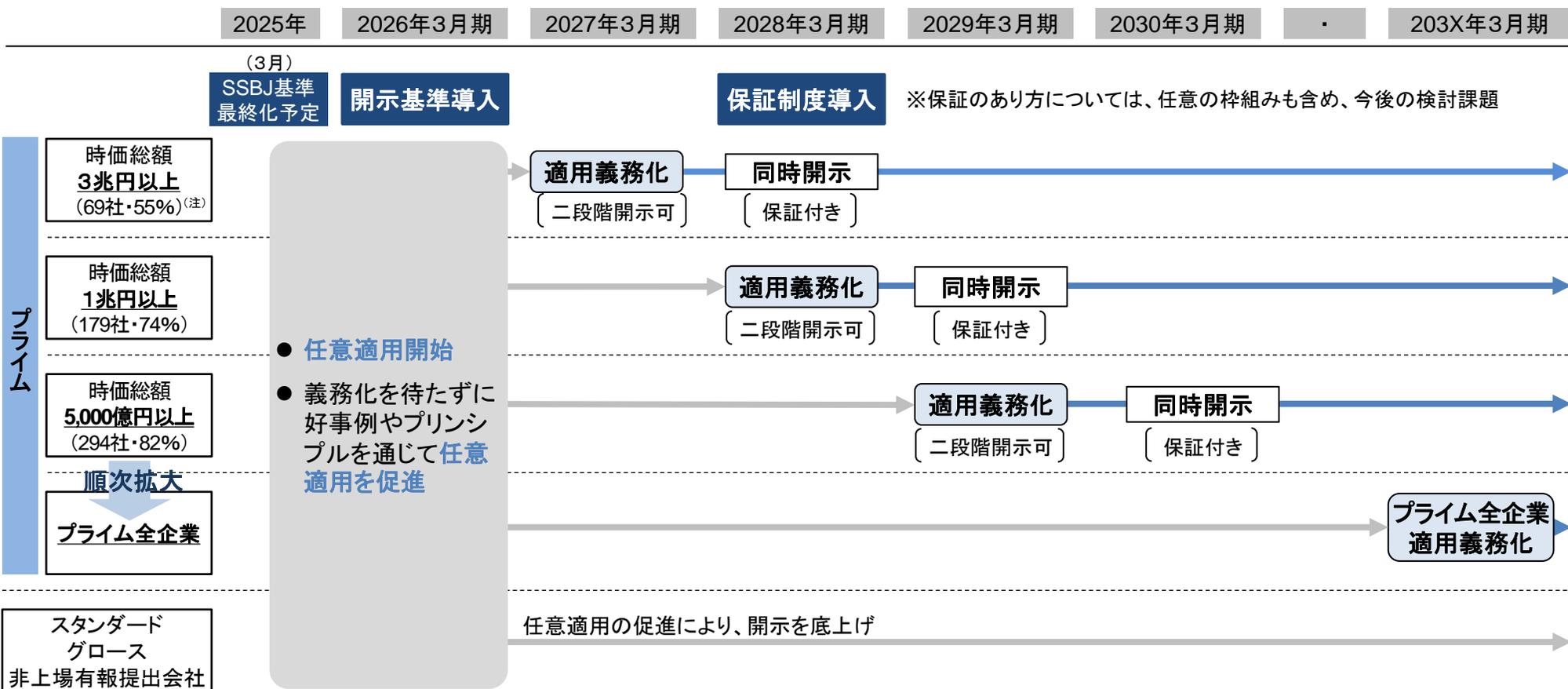
- ・ 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認
- ・ カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で議論

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要
- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、2024年3月に公開草案を公表済
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる

（注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言
- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置（2024年3月）

- プライム市場は、**グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場**。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、**グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要**。企業側の開示の**効率性**も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要**
- 企業等の準備期間を考慮し、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線**としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応していく**



※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

- GXの実現など、**経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進**していくためには、**幅広い投資家に魅力的なサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要**。
- 2023年12月から計4回、資産運用会社、企業、個人・機関投資家等による「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催。**今後の課題や論点等に係る示唆について「対話から得られた示唆」として公表**。

(注)「資産運用立国実現プラン」(2023年12月)では、我が国経済・社会の持続的成長のための成長資金の供給拡大や分散投資の観点から、サステナビリティ投資等の運用対象の多様化も重要とされている。

1 サステナビリティ投資商品(*)の基本的意義

- 幅広い投資家がサステナビリティ投資市場に参画することは、経済社会の持続可能性の向上の観点から重要性が高いほか、投資家にとっても、長期的な投資収益を実現できる可能性
- サステナビリティ投資は、商品の名称等ではなく、**企業との対話を含む投資の戦略・実践手法**であると考えられるが、実際にはその**内容が見えづらい**
- エンゲージメントが事業改善や中長期の機会創出につながり得ることを含め、幅広い理解の獲得がすそ野拡大につながっていく

2 商品の特性

- **投資効果を想像・実感しやすい商品への個人投資家等の関心は高く、持続可能性への対応やこれを通じた事業の成長の実現を、手触り感をもって理解できることが必要**
- **多様な投資先を専門的に分析し、能動的な投資判断・働きかけ**を行う点では、アクティブ運用と期待される機能発揮が共通する面も。パッシブ運用でも有用な投資は想定され、特性を活かした商品組成が重要

3 商品の提供方法

- サステナビリティに係る課題と投資・事業との関係性は様々であり、自らの投資が、資産形成と社会・環境課題への対応の双方に資することについて理解を得ていくには、分かり易い説明に特に留意が必要
- フラグシップとなり得る代表的な投資商品や、ロールモデルとなり得る運用者・運用会社等の存在は、**具体イメージを明確化し、信頼感を醸成することにつながる可能性**

4 今後の対応のあり方に係る示唆

- 投資家にとって投資の基本的意義・効果を実感できる機会・情報提供を図るため、以下を含めた総合的な議論が重要



投資家の特性や意向等の実態把握
これを踏まえた具体的な投資機会のあり方等に係る議論



運用会社、販売会社、情報提供会社や投資家等による協働など、**フラグシップ的な投資機会の創出**に係る議論



サステナビリティ投資の基本的な意義や戦略など、中核的な概念・実務に係る議論

(*) 投資に当たって持続可能性に係る課題を加味する投資商品・投資機会等の総称として用いており、ESGやグリーン等のほか、株式、債券等も含め、投資分野、手法等を限定していない。

ダイアログから得られた示唆

投資家の特性や意向等の実態把握、これを踏まえた具体的な投資機会のあり方等に係る議論

サステナビリティ投資の基本的な意義や戦略など、中核的な概念・実務に係る議論

個人のサステナビリティ投資に関する認知度や経験・選好、国内外の機関投資家によるサステナビリティ投資の実務に関する実態把握

有識者会議において以下を議論

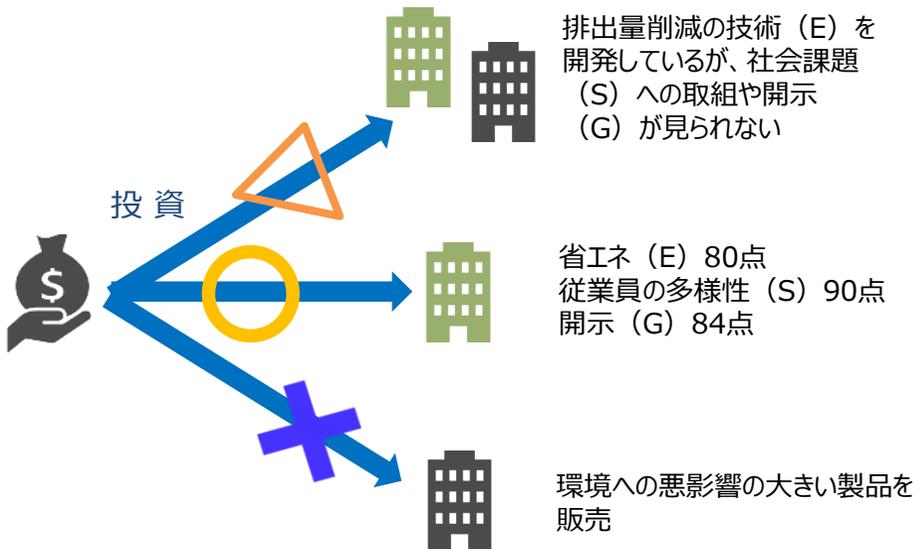
個人投資家の選好に応じた、サステナビリティ投資の意義・効果を具体的に実感できる投資機会や情報提供のあり方

機関投資家によるサステナビリティ投資の戦略やエンゲージメント等のあり方

- 従来、民間企業が社会的課題の解決と企業価値の向上を両立させることは難しいと考えられてきたが、**近年、事業革新を通じて社会的課題の解決と企業価値の向上の双方を達成することを目指す企業が現れている。**
- 「**インパクト投資**」とは、こうした企業へ投資を行うことで、投資からの一定の収益確保を目指しつつ、社会的課題の解決を後押しする取組である。
- インパクト投資は、投資先企業の**事業が社会に与える影響の大きさ(インパクト)**に着目する投資であり、情報開示や体制構築を含め**企業のESGの取組を総合的に評価**し、投資決定に反映させるESG投資とは異なる投資手法とされている。

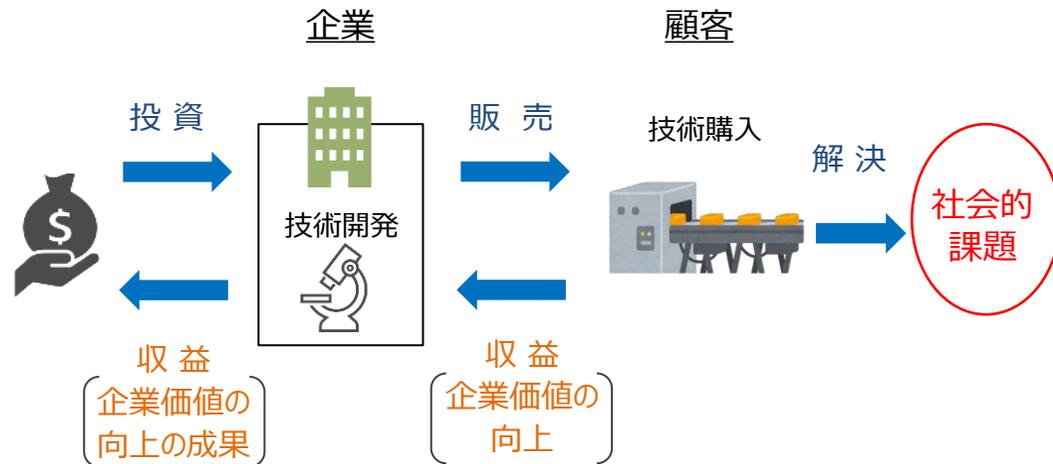
一般的なESG投資

企業の**ESGの取組を総合的に評価**し、投資比率等を決定又は投資先から除外



インパクト投資

社会に与える影響 (インパクト) に着目し、**社会的課題の解決 (インパクトの創出) と企業価値の向上**を目指す企業へ投資

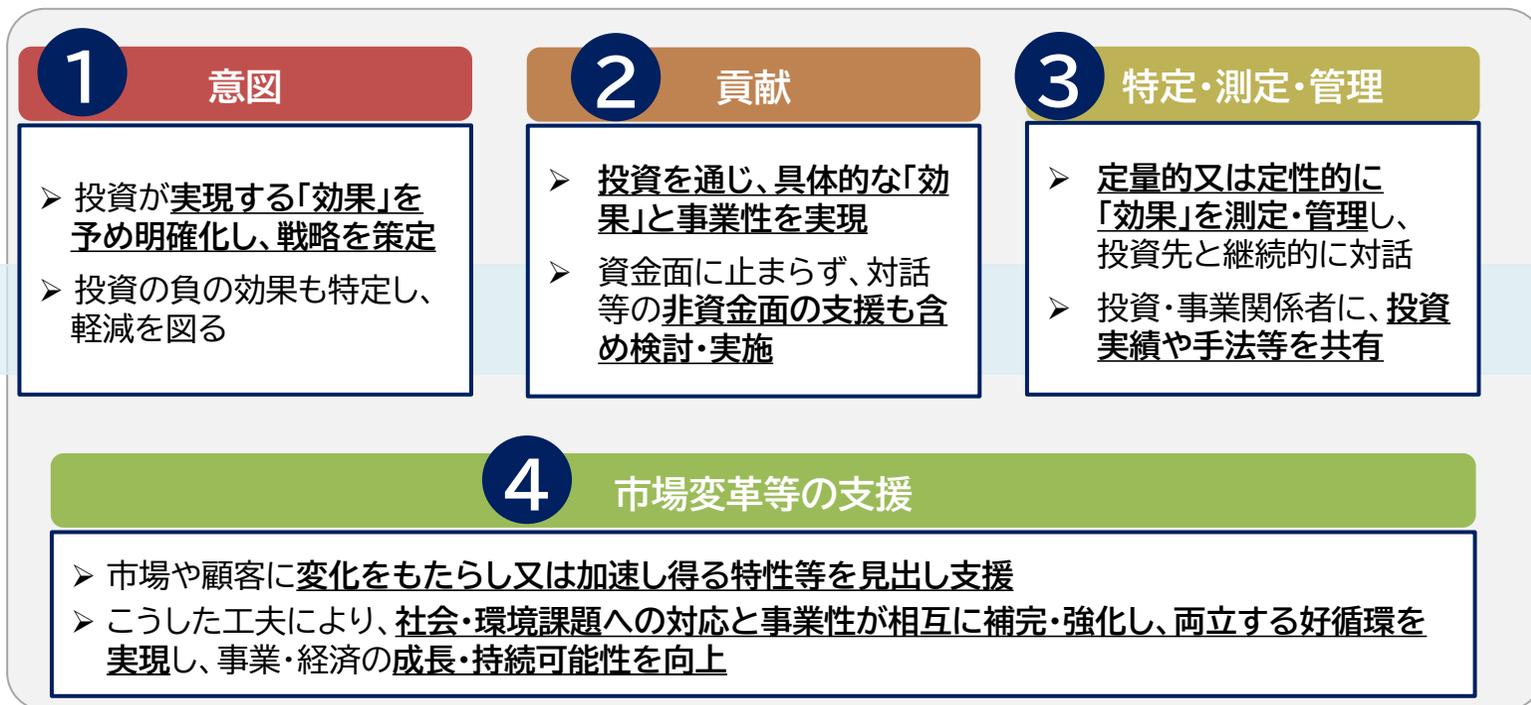


インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針の概要

- 金融庁は、23年6月末、インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「基本的指針(案)」を作成。同年10月まで実施された市中協議等を通じて寄せられた国内外の幅広い関係者からの意見を踏まえ、24年3月末に策定。
- インパクト投資の具体的な内容については、国際的にも民間団体等による様々な文書が存在し、現在も議論の途上である。本指針では、こうした点や成長期であるインパクト投資の市場特性を踏まえて、多様な創意工夫を促すよう、インパクト投資に期待される原則的・一般的な要素を取りまとめている。



投資家・金融機関



上場企業
スタートアップ等

インパクト



好循環

成長・持続可能性



- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（2024年12月末で計395法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、上場企業を対象としたインパクト投資手法のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。

